

3-3. 研究協議会の交付金の考え方

3-3-1. 研究協議会の概況

研究協議会 (Research Councils) は、通商産業省 (DTI) の外局に相当する科学技術庁 (OST) が所管する、勅許状により設立された特殊法人的組織であり、現在、

- ①Biotechnology & Biological Sciences Research Council (BBSRC : 生命工学・生物科学研究協議会)
- ②Natural Environment Reseach Council (NERC : 自然環境研究協議会)
- ③Engineering & Physical Siences Research Council (EPSRC : 工学・物理科学研究協議会)
- ④Economic & Social Sciences Research Council (ESRC : 経済社会研究協議会)
- ⑤Particle Physics & Astronomy Research Council (PPARC : 素粒子物理学・天文学研究協議会)
- ⑥Medical Research Council (MRC : 医学研究協議会)

の6つがある。このほか、人文学の研究については、従来、民間団体であるBritish Academyを通じて支援が行われていたが、『デアリング報告』等を踏まえて、1998年、Arts and Humanities Research Board (AHRB : 人文・芸術研究委員会) なる組織が設立された。財務統計等で研究協議会からの研究交付金・研究契約等収入として計上されるデータには、British AcademyやAHRBの資金が含まれている。

3-3-2. 研究協議会の大学セクターへの資金の流れ

研究協議会は、政府のScience Budgetにより事業を展開している。このほか政府省庁、企業、財団等からも資金を受けている。Science Budgetと大学セクターへの交付金の近年の推移は表のようになっており、6割弱が大学セクターに交付されていることが分かる。

表2-9 研究協議会資金 (Science Budget) と大学セクターへの交付状況

	1994年	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年
Science Budget*	1,173.5	1,239.5	1,261.2	1,278.9	1,280.0	1,338.5
大学セクター	652	689	693	709	733	743
研究補助・契約**	502	533	525	534	560	...
院生奨学金	150	156	168	175	173	...
Science Budgetに占める大学セクターへの交付金の割合 (%)	55.6	55.6	54.9	55.4	57.3	55.5

* Science Budgetは、連合王国の額。

** 研究補助・契約 (Research grants & contracts) は、資料5 [高等教育機関の総収入内訳] のOST Research councilsに対応するが、資料5はイングランドのみの値。

出典: DTS SET Statistics: Table 3.1 Net Government expenditure on R&D by departments in cash terms, 1986-87 to 2003-04, Table 5.1 Sources of funds for Science and Engineering Base R&D in UK, 1988-89 to 1998-99, Table 6.1 Gross expenditure on civil and defence R&D performed in UK 1999.

研究補助・契約について、英国高等教育統計機関 (HESA) の1999年データの133高等教育機関 (イングランド) のうち、1,000万ポンド以上の交付を受けている機関は14機関で、うちポリテクニクから大学になった大学は1校も含まれていない。また、まったく交付を受けていない機関は34機関あり、ほとんどが大学ではなく芸術・人文系の高等教育カレッジである。100万ポンド以下の大学は28校あり、すべて1992年以降に大学に昇格している。これらの大学の財政カウンスルからの交付金における研究関係交付金の割合をみると、研究協議会からの補助金の高い大学は、財政カウンスルからの補助金における研究補助金の割合も高いことが分かる。

表2-10 研究協議会交付金と財政カウンスル研究補助金の交付状況の相関

研究協議会交付金1千万ポンド以上の大学	カウンスル補助金のうち研究補助金割合	研究協議会交付金百万ポンド未満の大学	カウンスル補助金のうち研究補助金割合
Uni. of Birmingham	32 (%)	Anglia Poly. Univ.	0 (%)
Uni. of Bristol	36	Uni. of Central Lancashire	2
Uni. of Cambridge	46	Coventry Uni.	4
Imperial College	52	Uni. of Derby	2
King's College London	36	Uni. of East London	4
Uni. of Leeds	30	Uni. of Greenwich	6
Uni. of Leicester	30	Uni. of Hertfordshire	4
Uni. of Liverpool	28	Univ. of Huddersfield	2
Uni. of Manchester	32	Kingston Uni.	2
Uni. of Nottingham	34	Leeds Metropolitan Uni.	2
Uni. of Oxford	46	Liverpool John Moores Uni.	2
Uni. of Sheffield	36	London Guildhall Uni.	0
Uni. of Southampton	36	Uni. of Luton	0
Uni. College London	52	Manchester Metropolitan Uni.	4
		Middlesex Uni.	4
		Uni. of North London	2
		Univ. of Northumbria	4
		Nottingham Trent Uni.	4
		Oxford Brookes Uni.	6
		Uni. of Portsmouth	8
		Sheffield Hallam Uni.	6
		South Bank Uni.	4
		Staffordshire Univ.	2
		Uni. of Sunderland	2
		Uni. of Teesside	0
		Uni. of the West of England	4
		Uni. of Westminster	4
		Uni. of Wolverhampton	0

出典：HESA *Resources of Higher Education Institutions 1999/2000* (2001)
HEFCE *Performance indicators in higher education 01/69* (2001)

3-3-3. 研究協議会の交付金 (BBSRCの場合)

研究協議会による研究の支援策をBBSRCを例にとって紹介すると次の通りである*30。

(ア) BBSRCの使命

BBSRCはその名称から明らかなように、生命工学、生命科学の領域の研究を支援する機関であるが、食品科学や動物学、分子生物学なども対象領域に含まれる。これらの対象学問領域について、①質の高い基礎的、戦略的、応用的研究や当該領域の大学院における研究者養成を促進・支援すること、②これらを利用し、便益を受ける人々のニーズに応じた知識・技術の進展、研究者や技術者の養成を通じて、英国の経済競争力及び国民生活の向

上に貢献すること、③知識を伝播し、国民の理解を深めること、を目的としている。

(イ) 大学における研究支援のためのプログラム

大学における研究、研究者養成に対する支援については、①Research Grants, ②Postgraduate Studentships, ③Research Fellowships, の3つの主なプログラム領域があり、①Research Grantsにおいては、大学からの申請を受けて、審査の上、採択・不採択が決定される“Responsive Research Grants”や“Responsive Research Programmes”（5年間程度の継続的研究が対象、一般的な研究資金は3カ年が限度）、あるいはより政策的な意図の下に一定のテーマを設定して申請を受け付ける“Responsive Research Initiatives”や“Thematic Research”などの個別の支援事業が実施されている。

① Research Grants

Research Grantsの対象は、英国大学等の研究者等であって、機関としての大学というわけではないようであるが、大学等の研究者等が申請を出すに当たっては所属大学の承諾書が必要であるし、研究資金も所属大学を通じて支給されるように見受けられる。

表2-11 BBSRC Research Grantsの支援対象経費

直接経費	間接経費
<p>当該研究に固有でかつ明確に区分できる経費</p> <p><具体例></p> <p>研究スタッフ・支援職員の人件費（ただし、機械器具等の保守点検等を行う支援職員の人件費は対象外） 年間1,000ポンドを超える機械等の運転コスト、保険料</p> <p>1,000ポンド以上の当該研究に固有の機械・機材</p>	<p>直接経費に計上された人件費の45%相当</p> <p><充当できる費用例></p> <p>一般的な部局職員の人件費 一般的な光熱水料 中央図書館経費 部局雑費</p>

Grantsには、研究に直接要する経費と研究を遂行するに当たって研究が行われる大学において支出される間接的な経費の両方が含まれる。直接経費は、当該研究に固有でかつ明確に区分出来る経費とされており、研究プログラムを実施する上で不可欠な研究スタッフや支援職員（常勤・非常勤）の人件費も含まれる。これらのスタッフ等は研究が行われる大学において雇用されることとなる。

なお、間接経費については、直接経費に計上された人件費の45%相当とすることとなり、この比率は固定されている。こうして間接経費として計上された資金については、財務・経理サービス、人事サービス、人材採用経費、スタッフの福利厚生、宣伝

材料費、中央図書館、部局雑費等に充当することが認められている。

(注) 研究協議会の研究費に係る間接費の取扱

『デアリング報告』によれば、研究協議会（リサーチ・カウンシル）の資金を得て行われる研究については、同カウンシルの資金に間接費として職員費の45%（最近になって40%から引き上げられた。）を計上することが、統一的に適用されている。これに対して、助成財団の研究費や民間企業からの受託研究費については、統一的な取扱はなく、間接経費が十分盛り込まれていない場合も多いと推察される。

支給されるGrantsの経理については、研究者が所属する大学の責任において、BBSRCが定める規則に則って、行われなければならないこととなっており、以上のことを総合すれば、形式的には、研究者に対する研究資金の提供であるが、実質的には、研究者が所属する大学への研究資金の提供という性格が強いと考えられる。

② Postgraduate Studentships

Postgraduate Studentshipsには、3年間のResearch Studentshipsと1年間のResearch Master's Studentships/Advanced Course Studentshipsの2つがあり、大学において、研究、研究方法、専門的職業能力の訓練を受ける大学院学生を対象に支援が行われる。Research Studentshipsについては、約350名分がBBSRCの定める一定の基準に基づいて、大学等に割り当て（2年間固定される）が行われるとともに、別途約220名分がBBSRCの委員会において、特定の研究課題について割り当て（毎年変更される）られる。それぞれ、民間企業との連携協力の下に研究訓練が行われるプログラム（CASE: Co-operative Awards in Science and Engineering*31）が含まれる。このほか、優れた研究実績のある民間企業において研究、研究訓練に従事させるために、最大115名分が用意されている。

また、Research Master's Studentships/Advanced Course Studentshipsについては、前者が9つのResearch Master's Coursesに65名分、後者が14のコースに49名分割り当てられており、いずれも1999年～2003年の4年間固定されている。

表2-12 BBSRC Studentshipsプログラムの概要

(金額は2000年度)

Studentshipsの種類	期間	規模	主な支給経費 (四半期毎に支給)
Research Studentships (RA)	3年間	350名 (大学割当) 220名 (研究課題割当) 115名 (民間企業分)	対学生 £ 7,380 (生活費) その他諸手当等
Research Master's Studentships (RMS)	1年間	65名 (9コース)	対大学 £ 2,740 (授業料)
Advanced Course Studentships (ACS)	1年間	49名 (14コース)	£ 1,000 (RTSG)* £ 160 (学会・フィールド ワーク等)*

*の経費はACSには支給されない (RTSGはResearch Training Support Grantの略)。

申請はいずれも研究訓練を受ける大学院学生ではなく、当該学生を受け入れる（割り当てのあった）大学等（特定の研究課題について割り当てられる分については大学に所属する研究者）が行う。従って、Studentshipの恩恵を受けたい学生は大学に問い合わせ、自らを売り込むこととなる。支給される経費は、学生に対して支払われるものと、大学に対して支払われるものがある。

これらのStudentship Programmesは、いずれも学生を受け入れて指導する大学及び教員が重視されており、特に、指導教員の変更はBBSRCの事前許可を要するし、Studentshipsは指導教員に授与されるという意識があるようである。

③ Research Fellowships

BBSRCの主なResearch Fellowshipsプログラムは、大学院における研究者養成段階にある高い資質を有する若手研究者を対象とする“David Phillips Fellowships”，若手大学教員が研究に専念出来るように支援する“Research Development Fellowships”，既に実績のある優れた研究者を対象に少数提供される“Professorial Fellowships”の3つである。

表2-13 BBSRCのResearch Fellowshipsの概要

Fellowshipsの種類	期 間	対 象 者	支給経費*
David Phillips Fellowships	5年	大学院若手研究	Fellowの給与
Research Development Fellowships (RDF)	3 + 2年	若手大学教員	代替教員の給与 (年間£28,000)
Professorial Fellowships	5年	功績顕著な研究	Fellowの給与 (年間£50,000)

* このほかRDFを除いて、Support Grantが大学に対して支給される。

いずれのFellowshipプログラムも研究者が事前に受入大学と十分協議を整えた上でBBSRCに申請を行うこととされている。BBSRCは申請者が受入大学においてフェローとして雇用されることを前提として、必要な経費を当該大学に支給する。具体的には、当該フェローの給与（ただし、Research Development Fellowsの場合は当該フェローの職務を代替するスタッフの給与）等が大学に支給される。また、Professorial Fellowshipsの場合は、当該フェローの給与、Support Grant（フェローが取り組む研究に必要な直接・間接経費）が受入大学に支給される。Grantの条件等は前記のResearch Grantsと同様。また、Professorial Fellowshipsの場合は、5年間を通じて最大20万ポンドが支給される。なお、フェローが引越したりする必要がある場合には、2,000ポンドを上限として、移転経費が支給される。（以上から明らかなように、Research Fellowshipプログラムにおいては、必要な経費が受入大学に対して支給され、受入大学が給与等をフェローに支払うこととなっている。）

3-3-4. NHSによる医学・歯学関係の教育研究に対する支援

NHSの支援は、研究開発費と医療実習に要する経費（施設整備費を含む）を対象とする2種類の交付金がある。研究開発費については、近年整理統合が行われ、1996年度以降、（研究開発の）実施機関を支援するものとNHSの研究開発プロジェクトを実施するものの2種類となり、いずれも申請に基づいて配分が行われることとなったようである。（1996年度の予算額は、機関支援が350百万ポンド、NHSプロジェクトが75百万ポンド。）

また、医療実習に要する経費（Service Increment for Teaching : SIFT）については、医・歯学部の3～5年次の学生を受け入れる病院等医療機関に対して支給され、1998年度は、医学生分432百万ポンド、歯学生分47百万ポンドとなっている。このSIFTと呼ばれる資金は、学生受入費用に係るものと受入機関の施設整備に係るものの2種類があり、以前は両方とも学生数に応じて配分されていたが、1996年度以降、前者のみ学生数に応じて配分されることとなった。医学に関するSIFTは、イングランド内に8つ設けられたNHSの地域事務所と医学部を有する大学が協議して、実習計画・機関の調整を行った上で、同事務所が実習機関に支給する方法がとられているようである。1998年度の医学関係のSIFTのうち、施設整備に係る資金は325百万ポンドであり、175機関に配分されているが、金額の50%以上が13財団（trust：うち8つがロンドンに所在）に集中している*32。